告 示

埼玉県監査委員告示第三号

き、 おり公表する。 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百九十九条第十二項の規定に基づ 埼玉県知事から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、次のと

平成二十八年三月四 日

埼玉県監査委員 寺 Щ 夫 文

埼玉県監査委員 荒 井 伸

埼玉県監査委員 宮 栄 治 郎

埼玉県監査委員 小 哲 也

1 監査の結果「注意」とした事項

対 象	機関	監査結果の公表年月日 (県報の号数)	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
企業局	吉見浄水	平成27年12月15日	平成 25 年度の「25 吉委第 10-2 号取水口堆積土砂等搬出業務委託」(1	再発防止のため監査結果を関係職員に周知するとともに、事務の進行管
	場	(第 2757 号)	回あたり単価 630,000円) について、契約の履行を確認したにもかかわ	理の徹底を図るため、契約保証金の受入の際には、預り金出納簿に還付予
			らず、1年8か月にわたり契約保証金(37,800円)を返還していなか	定日を記載し、勘定科目の増減が記帳された総勘定元帳との突合を毎月行
			ったことは不適切であった。	うこととした。
病院局	小児医療	平成27年12月15日	平成27年4月に締結した固定資産賃貸借契約(自動販売機設置のた	監査結果を職員に周知するとともに、再発防止のため、管財担当が作成
	センター	(第 2757 号)	めの建物貸付2件、合計年額389,889円)に伴う貸付料及び管理費につ	する固定資産使用許可台帳に調定日及び収納日の項目を新たに追加し、会
			いて、契約後、調定及び納入通知書の発行をしなければならないにもか	計担当で日付の入力を行い、管財担当及び会計担当の各々で調定及び収納
			かわらず、6か月以上、これを行わず貸付料等を納入させていなかった	状況をチェックすることとした。
			ことは不適切であった。	
下水道局	中川下水	平成27年12月15日	行政財産の使用許可に係る使用料について、埼玉県道路占用料徴収条	監査後、速やかに変更許可を行い、適正な使用料を徴収した。
	道事務所	(第 2757 号)	例改正に伴い使用料を見直し、変更許可をしなければならないにもかか	再発防止のため、全職員に監査結果を報告し、下水道局財務規程や関連
			わらず、これを行わなかったことは不適切であった。	法令、通知等の再確認と適正な事務処理について周知徹底を図った。
				特に、年度切替時は決裁案件のみでなく、改正通知等を含め、見落とし
				がないよう、グループ内職員の相互の確認を徹底することでチェック体制
				の強化を図ることとした。